

2024-7-28

ふじさわ・九条の会ニュース



No.76

発行人 ふじさわ・九条の会事務局長 吉塚晴夫 090-7949-9854

HP(ホームページ) <https://fujisawa9jo.org>

検索「ふじさわ・九条の会」でも開けます。



地方自治法改悪に反対する。藤沢市長への要請と回答

吉塚 晴夫

先の通常国会では、私たちの暮らしや平和を脅かす悪法が成立した。政治資金規正法、経済安保法、戦闘機輸出条約、統合司令部設置の防衛省設置法、共同親権の民法、更なる入管法改悪、食料自給率を高めるといふ文言のない農業食料関係の法律などである。その中でも地方自治法の改悪は大きな問題を孕んでいる。政府の権限を強め、地方自治を有名無実にする法改定である。沖縄県に対する強制代執行を見れば、それは既に現実となっている。

藤沢市長への要請

この法改悪について、藤沢市長へ5/30に急遽以下のような要請を出した。「今審議中の地方自治法改正案には問題があります。地方分権一括法で定めた「国と地方は対等」という関係を壊しかねないこと。国が自治体に指示する「指示権」の対象となる事態が、極めて曖昧であること。

改定案では『大規模な災害、感染症の蔓延その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがある場合』に国が自治体に指示できるとあり、広範囲で曖昧です。

この指示権は憲法及びその付属法である地方自治法を破壊するものです。国は「想定し得ない事態」に対処すると称して、このような指示を可能にする法改正をやろうとしています。これは緊急事態条項の先取りです。

国が緊急時に適切な指示、対応ができるのかと問えば、否定せざるを得ません。コロナ蔓延時に当時の安倍首相は何をしたか。所謂アベノマスクを各世帯に配りました。莫大な税金を注ぎ込んだアベノマスクは何の効果があったのでしょうか。

コロナ禍で、保健所は限られた人員で必死に対応しました。しかしこれは国が保健所を大幅に削

減したせいです。また入院病床が足りず、助かる命を失ったこともありました。これも国が一律に病床を削減したためです。

また安倍首相は感染が報告されていない地域も対象に、全国一斉に小中高を休校させました。そのために生徒が被った被害、迷惑はどれ程のものだったでしょう。国のやれる事はこんなものでしかありません。地域を一番知っているのは自治体です。国が指示するのではなく、自治体に権限を付与して、足りない部分を自治体と協議して国がサポートする。これが有るべき形です。コロナ禍では自治体が知恵を絞り、持てる力を発揮して住民の生命を守りました。このような理由から、この改正案は地方自治の本旨に悖り、対等である国と自治体の関係を上下主従に変え、自治体を国の下請けに貶めるものと言わざるを得ません。藤沢市は岸田政権の下請け機関ではありません。この改定案に市長として明瞭な反対、ないし慎重審議を求める意見書を国会に送付して下さい。」

鈴木藤沢市長からの回答

この要請に対して6/7に回答があった。「国が自治体に指示を出す、その時にはあらかじめ自治体に意見を求める形で、一定の配慮がされている。だがこの意見聴取は努力義務であって、国と地方の対等な関係を損なう恐れがある。現時点で藤沢市として意見書を出すことは考えていない。3/1全国知事会の意見書で事前に適切な協議、調整を行う運用の明確化を求めている。今後の動向を注視したい。」というものであった。藤沢市として一定の問題意識はあるようだ。だがこの改定は緊急事態条項の先取りである。憲法本体を変える前に、外堀を埋めてしまおうという魂胆が明白である。今後も私たちは国、神奈川県、藤沢市の動向を注視しよう。

Peace for Gaza

藤岡みどり

昨年11月からイスラエル軍によるガザ攻撃に反対するアピールを藤沢駅前ですら時々行っている。会のみなさんと一緒に立つこともあれば、一人で立つこともある。ガザで多くの子どもたちが毎日殺されているとの報道に接し、居てもたってもいられず、事態を変えるために自分に出来ることを考えた。友人や家族には、東京千代田区にあるイスラエル大使館前で「即時停戦」を訴え続けている人がいるが、私自身、頻りに東京まで足を運べないため、藤沢にいながら出来ることはなんだろうと考えてみた。



イスラエル大使館前で声をあげる代わりに、同じメッセージをハガキに託して送ることにした。藤沢市内の郵便ポストに投函すると、週末を挟まなければ、早くて翌日、遅くても2日後に私のメッセージが千代田区二番町に届く。早速、宛先にイスラエル大使館の住所と大使の名前、裏には「ガザに平和を」の文字と鳩のイラストをプリントしたハガキを作った。さらに、ハガキの空いたスペースに手書きでコメントを添え、ほぼ毎日投函した。さらに、家族や友人にもハガキを渡してメッセージを送るようお願いした。しかし、ガザの状況は悪化するばかり。そこで、より多くの人たちにこの「ハガキ作戦」参加を訴えるべく、藤沢駅前でのアピールを開始した。

藤沢駅前には多くの人たちが常に行き交う。国内外からの観光客、買い物にやってきた地元の人たち、通勤通学中の人たちなど、私の前を様々な人

たちが行き過ぎる。何の関心も示さず通り過ぎる人、ちらっと横目で見ていく人、頷きながらも歩く速度を落とさずに行ってしまう人、少し離れたところでしばし立ち止まってボードに書かれたメッセージを読む人、まっすぐ私のところへやってきてハガキを受け取る人、ハガキは受け取らず話だけしていく人…。日本語だけでなく、英語で話しかけてくる人もいる。首からブラさげたアピールボードに「Peace for Gaza」と書いているからだろう。

イギリスから日本に観光に来たという20代の女性は、「なぜガザの平和だけを願うのか。イスラエルの人たちもハマスによって多く殺されたのに」と話しかけてきた。私は「あなたがそう思うのなら、あなたがイスラエルの人たちの平和のために行動してください。私は今はガザの平和を願います。私一人で全部はできないから」と応えると、それ以上は言い返すことなく少し不満な表情で、しかしハガキは受け取らずに立ち去って行った。あれから彼女は どうしただろう。

知人を訪ねて藤沢にやってきたというベビーカーを押す女性から声をかけられたこともある。「ハガキを2枚ください。友だちにも渡して一緒に出します」「ガザのニュースを見て辛い気持ちでいっぱい、何かしなきゃと思っていただけ…これなら私にも出来る。ありがとう」と笑顔。

「ハガキ一枚出したところで意味がない」「そんなことしても何も変わらない」と真顔で私に言う人もいるが、果たしてそうだろうか。そう言い切れるだろうか。陳腐な言い方だが、蝶の羽ばたきひとつで嵐が起きる可能性があるとしたら、私はその可能性を信じてみたい。何もせずに悶々としているより、はるかに生きている気がする。やがて起きるかもしれない嵐を自分の目で確認することが出来なくても、想像することはできる。未来を生きる子どもたちが自由に自らの人生を謳歌できる世界が立ち現れることを想像しつつ、そして何よりもガザの子どもたちの命への祈りを込めて、ハガキ作戦を続けている。

憲法判断避ける司法 ～安保法制違憲訴訟またしても棄却～

期待を大きく裏切る判決

島田啓子

6月14日の東京高裁101号法廷で行われた安保法制違憲訴訟の裁判。「控訴を棄却する」裁判官の一言で閉廷。傍聴席を埋めた原告や支援者たちは茫然とし、裁判官に向かって「説明してください！」と叫びかけても、何も応えずそのまま退廷。12月の控訴審の時、協裁判長は憲法学者石川健治東京大学教授の証言に熱心に耳を傾け、自ら質問までしていたことから、また協裁判長が退官間近かということもあり、今までとは違った判決が出るのではないかと期待が高まっていました。ところがこの現実。あとから判明したことですが、協裁判長は7月の任期満了を待つことなく5月14日に依願退官していました。また3月の結審の時にそれまで一度も反論してこなかった国側の代理人に反論を促した鈴木順子裁判官も依願退官をしていたことも判明。結局一人残った山城司裁判官ひとりが署名した判決文を読み上げた異常な判決となりました。

最高裁への上告決定

当日の報告会では最高裁への上告は昨年9月の最高裁による東京訴訟への上告棄却判例から考えてやめておくべきだとの意見もありましたが、数日後の集会で今回の判決の異常さや、判決文の杜撰さ（長谷部教授を2回も長谷川と書いたり、重要影響事態を重要環境事態と書いたり、石川教授の証言に一言も触れなかったり）から今回の判決は許すことはできないので最高裁へ上告して再度憲法判断を求めようとの結論に至りました。



から今回の判決は許すことはできないので最高裁へ上告して再度憲法判断を求めようとの結論に至りました。

今回判決文には政府が台湾有事を想定し、日米共同作戦計画案の作成、南西地域における自衛隊部隊の新編、日米の共同訓練の実施、海上自衛隊護衛艦の戦闘機搭載可能な空母化、長射程ミサイルなどの攻撃的兵器の取得も取り上げています。しかしこれらはあくまでも準備段階であってこれにより戦争の惨禍に見舞われる蓋然性が高いことを裏付ける事実を認めるには足りないとして差し止め請求は認められないとしています。戦争が始まってからでは遅いのでこそ戦争のリスク回避の「予防原則」に立脚した判決を望んだのですが、今回もまたかなえられませんでした。

また一内閣の決定による手続きを踏まない解釈改憲は、憲法96条に違反し、国民の基本的権利である「憲法改正手続き参加権」の侵害に当たることを原告は訴えましたが、96条は憲法改正を国会の専権として委ねているのであって、国民各人対して何らかの具体的権利が保障されていると解釈することは困難であるという理由で96条違反には当たらないとしました。

これからも声を上げ続けよう

2016年から7699名の原告、1685名の代理人弁護士により全国22の裁判所で25件の裁判が提訴されましたが、ほとんどすべての裁判で棄却の判決が続き、憲法判断は回避されてきました。しかし明確に憲法違反との判決は出ていない一方で明確に合憲との判決も出ていません。立法府を無視した行政府の暴走を司法も追認するような判決が続き、まさに法の番人としての役割を放棄している司法。でも私たちは決してあきらめることなく声を上げ続けることが大切です、毎月19日の国会前抗議行動、藤沢での毎週月曜日の「抗議の灯を絶やさない」街頭行動で、「戦争する国許さない」「憲法改正絶対反対」と訴え続けていこうと思います。

ふじさわ・九条の会19周年記念講演会に 参加して 湘南大庭九条の会 品川邦之

第一部はウクライナ出身のカテリーナさん、祖国の戦乱に想いを馳せながら、ウクライナ民謡、ロシア民謡の演奏に感動しました。

第二部は、「岸田政権の壊憲策動に抗して」の中野晃一さんの講演。やさしい語り口で安倍自民党政権から岸田政権によるアメリカに追随する路線と改憲策動の実態を年代別に小気味よく暴き、岸田首相自らの保身を図る様子を分かりやすく解き明かされました。

安倍政権による集団的自衛権行使への解釈改憲(閣議決定)2014年、安保法制=戦争法を世論の反対を押し切って強行2015年9月、法制面での整備、そして岸田政権による安全保障3文書(敵基地攻撃能力の保有、防衛費の倍増など)決定して国会に諮らずアメリカバイデン政府に約束(日米共同声明)して憲法の実質的な壊憲を強行していると指摘。中野さんは、岸田首相が「ロシアによるウクライナの侵略など次はアジアが危ない」と抑止力を強めなければならないとの主張に対し「抑止」は英語では恐怖という意味、「抑止力」は軍事力を強化して相手国に恐怖を与えることによって未然に戦争を防ぐというが、相手国に恐怖や威嚇するやり方では戦争を防ぐことはできないと強調。本当の「安全保障」とは、日本と相手国ともに不安と恐怖を取り除くものでなければならない。抑止力という言葉はごまかしです。憲法九条に基づく平和の外交こそが戦争を防ぐ道です。私たちが憲法を守り生かし、自由や民主主義を守り、守らせることこそが平和をつくる道です。頑張りましょうと結びました。

今日の中野さんの話に勇気と元気が湧いてきました。憲法九条を守る闘いを頑張りたいと思いました。



民主主義の火を消さない！

小柳 倫子

中野晃一さんを迎えての19周年のつどいが終わってはや2ヶ月。中野さんは「革新共闘しか道はない」と何度も強調されました。共闘は難しいけど、今回、蓮舫さんが勇気を持って立候補してくれました。私は中野さんの講演を聴いた後すぐ、宝物箱から美濃部都知事さんを当選させたときの青空バッチを出しました。若かった私は民主主義ってこれだなと胸にバッチをつけ、友人と美濃部さんを訴えて歩いたことを思い出しました。あの頃から運動の仕方、流れは大きく変わっていますが、中野さんは「わたしたちには13条と9条がある！」と強調されました。都知事選は、「うそつき小池百合子」が当選しました。卑劣ともいえる「共闘批判」に、声を出した人が128万人以上いました。中野さんはこの共闘を2ヶ月も前から望んでいたのでしょう。カッターシャツを汗でぬらしながら訴えた中野さんの姿が浮かびます。

カテリーナさんの透き通るような歌声とお話しに感動し、CDを2枚購入し心いやされています。



会員、賛同者の皆様へ

ご寄付、カンパのお願い

日頃より当会の活動にご支援、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

岸田政権の無策により、諸物価高騰が放置され私たちの暮らしは苦しくなるばかりです。こういう時に標記のお願いをするのは心苦しいのですが、ニュース印刷代その他、10月からは郵送料が値上げされます。諸事情ご賢察の上、同封振り込み用紙にてご支援下さいますようお願い申し上げます。